

別表 1

令和 7・8 年度赤井川村建設工事等 工事予定価格に応じる等級区分

等級	一般土木工事	舗装工事	鋼橋上部工事	建築工事 (屋根・塗装含)	電気工事	管工事 (水道施設等含)
A	7 0 0 0 万円以上	6 0 0 0 万円以上	6 0 0 0 万円以上	1 億円以上	2 0 0 0 万円以上	2 5 0 0 万円以上
B	7 0 0 0 万円未満	6 0 0 0 万円未満	6 0 0 0 万円未満	1 億円未満	2 0 0 0 万円未満	2 5 0 0 万円未満
	3 5 0 0 万円以上			4 0 0 0 万円以上	7 0 0 万円以上	8 0 0 万円以上
C	3 5 0 0 万円未満			4 0 0 0 万円未満	7 0 0 万円未満	8 0 0 万円未満

(注)

1. 上記以外の工事の等級は、一般土木工事の等級区分に準ずる。

別表 2

令和 7・8 年度赤井川村建設工事等競争入札参加資格者の等級格付基準

等級	一般土木工事	舗装工事	鋼橋上部工事	建築工事 (屋根・塗装含)	電気工事	管工事 (水道施設等含)
A	1085点以上	985点以上	985点以上	900点以上	830点以上	810点以上
B	1085点未満 880点以上	985点未満	985点未満	900点未満 780点以上	830点未満 730点以上	810点未満 720点以上
C	880点未満			780点未満	730点未満	720点未満

(注)

1. 建設業法第27条の23の経営事項審査に規定する総合評定値通知書に記載の建設工事の種類毎の総合評定値P点とする。
ただし、赤井川村の等級格付は、令和2年度に受付をする令和7・8年度赤井川村建設工事等入札参加資格申請時の総合評定値P点(客観点数)を基準とする。
2. 上記以外の工事における資格者の等級は、一般土木工事の格付基準点における区分に準ずる。